

資金決済法制の最近の動向について

金融庁企画市場局参事官 尾崎有

- ブロックチェーン技術の活用を含め、金融のデジタル化が加速する中、「イノベーションの促進」と「利用者保護等」とのバランスを適切に確保する制度をいかにデザインするかが大きな課題となっている。
- こうした中、今回の資金決済法の改正では、①海外におけるいわゆるステーブルコイン等の発行・流通の増加、②銀行等におけるマネロン対策等の更なる高度化の要請、③高額で価値の電子的な移転が可能な前払式支払手段の広がりといった課題を踏まえ、安定的かつ効率的な資金決済制度を構築するための法制上の対応を行っている。
- このうち、いわゆるステーブルコインについては、そのうち広く送金・決済手段として利用され得るものを対象に、不特定の者に対して代価の弁済に使用すること等ができる通貨建資産であって電子情報処理組織を用いて移転することができるもの等を電子決済手段と定義し、電子決済手段の売買・交換、管理、媒介等を行う者について登録制を導入することとしている。
- また、マネロン対策等の高度化については、顧客が制裁対象者に該当しているかどうか、取引が疑わしい取引に該当するかどうかの分析を共同化して実施することを為替取引分析業と定義し、業務運営の質を確保する観点から許可制を導入することとしている。
- 最後に、第三者型の前払式支払手段のうち電子情報処理組織を用いて高額の価値移転等を行うことができるもの等については、発行者に対し、不正利用の防止等を求める観点から、業務実施計画の届出、犯罪収益移転防止法の取引時確認義務等に関する規定を整備している。
- 講演においては、これらの改正について、その背景、具体的内容及び今後の課題について触れることを予定している。